

## 農作物共済（麦）重要事項説明書

農作物共済（麦）への加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要事項をご説明いたします。

### 1. 当然加入

農作物共済には、農業災害補償法で定められている、必ず加入しなければならない面積基準があります。

当然加入基準面積：麦10a以上

任意加入基準面積：水稻と麦を合わせて10a以上の農家は申込みにより加入できます。

注 都市計画法に規定する市街化区域内または都市計画区域内における用途地域内に栽培圃場があれば、当然加入基準面積が異なりますので、詳しくは共済組合までお問い合わせ下さい。

### 2. 加入方式と補償割合

加入方式と選択できる補償割合は、以下のとおりです。

| 補償割合<br>加入方式 | 9 割 | 8 割 | 7 割 | 6 割 | 5 割 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一 筆 方 式      | \   | \   |     |     |     |
| 半 相 殺 方 式    | \   |     |     |     | \   |
| 全 相 殺 方 式    |     |     |     | \   | \   |
| 災害収入共済方式     |     |     |     | \   | \   |

| 加入方式      | 内 容                                                                                                                                                                       |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 筆 方 式   | 耕地ごとの減収量（その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）が、その耕地の基準収穫量の3、4、5割を超えるときに共済金を支払う方式。                                                                                                     |
| 半 相 殺 方 式 | 組合員の被害耕地に係る減収量の合計がその組合員の基準収穫量（その組合員の耕地ごとの基準収穫量の合計）の2、3、4割を超えるときに共済金を支払う方式。                                                                                                |
| 全 相 殺 方 式 | 組合員ごとの減収量（その組合員の基準収穫量から増収分も加味した収穫量を差し引いた数量）が、その組合員の基準収穫量の1、2、3割を超えるときに共済金を支払う方式。                                                                                          |
| 災害収入共済方式  | その年の実収穫量に品質指数を乗じる方法により算定した収穫量が基準収穫量に達しない場合で、かつ、生産金額が補償額（基準生産金額の9、8、7割）に達しないときに共済金を支払う方式。生産量の概ね全量を原則として過去5年間において、数量及び等級に関する資料の提供が得られるJA等に出荷しており、かつ今後も概ね全量をJA等に出荷することが条件です。 |

(平成29年産用)

- 注1) 基準収穫量：いわゆる平年収量のこと、その年の天候や肥培管理等が平年並みだった場合に見込まれる収量です。
- 注2) 品質指数：麦の産地別銘柄ごとの出荷規格別価格の差を指数化したもので、実績を基に毎年設定します。
- 注3) 基準生産金額：過去5年間の出荷実績に基づく平均的な生産金額として農家単位に設定します。

### 3. 共済事故

風水害、干害、冷害、ひょう害その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による麦の減収。

災害収入共済方式の場合は、前記災害による減収または品質の低下を伴う生産金額の減少。

### 4. 共済責任期間（補償期間）

発芽期（移植する場合は移植期）から収穫期まで。なお、収穫とは適期に刈り取りして、適期に圃場から搬出することです。

### 5. 共済金額（補償金額）

- (1) 一筆方式 1 kg 当たり共済金額 × 耕地の基準収穫量 × 7、6、5 割
- (2) 半相殺方式 1 kg 当たり共済金額 × 組合員の基準収穫量 × 8、7、6 割
- (3) 全相殺方式 1 kg 当たり共済金額 × 組合員の基準収穫量 × 9、8、7 割
- (4) 災害収入共済方式 基準生産金額 × 9、8、7 割

注) 1 kg 当たり共済金額は、過去の一定年間における平均価格をもとに、国から告示されます。

< H 2 9 年産 1 kg 当たり共済金額 >

経営所得安定対策の畑作物（麦）の直接支払交付金の数量払申請者 1 1 9 円  
同申請者以外 1 6 円

ただし、申出により以下のいずれかの金額を選択することができます。

麦（数量払申請者）：114 円、98 円、81 円、65 円、49 円、32 円、16 円、12 円、8 円

麦（数量払申請者以外）：12 円、8 円

希望する場合は、別途「単位当たり共済金額選択申出書」の提出が必要となりますので、当組合までご連絡下さい。

### 6. 共済掛金（1年間）

共済掛金の額 = 共済金額 × 共済掛金率

注1) 共済掛金率は、組合及び引受方式により異なります。

注2) 共済掛金のうち、掛金率に応じ最高55%まで国が負担します。

なお、共済掛金に加え、賦課金（事務手数料）もご負担いただきます。

## 7. 共済金

- (1) 一筆方式、半相殺方式、全相殺方式  
共済金の支払額 = 1 kg 当たり共済金額 × 共済減収量  
注) 共済減収量は次により算定します。
- 一筆方式 (7割補償の場合)  
(被害耕地の基準収穫量 - 被害耕地の収穫量)  
- 被害耕地の基準収穫量 × 30/100
  - 半相殺方式 (8割補償の場合)  
(被害耕地の基準収穫量の合計 - 被害耕地の収穫量の合計)  
- 組合員の基準収穫量 × 20/100
  - 全相殺方式 (9割補償の場合)  
(組合員の基準収穫量 - 組合員の収穫量) - 組合員の基準収穫量 × 10/100
- (2) 災害収入共済方式  
共済金の支払額 = 共済金額 - 生産金額
- (3) 各引受方式共通  
経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の営農継続支払の交付を受けた場合には、営農継続支払相当額を当年産の収穫量 (又は生産金額) に含めて共済金を算定します。

## 8. 共済金が支払われない場合

- (1) 共済責任期間外の災害  
麦を収穫し、圃場から搬出した後の災害  
収穫適期を過ぎた時期の災害  
発芽期 (移植する場合は移植期) 前の災害
- (2) 通常すべき肥培管理や損害防止を怠ったために生じた災害
- (3) 共済事故の発生通知を怠り、または悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- (4) 悪意もしくは重大な過失によって共済細目書に不実の記載、あるいは不実の変更通知をしたとき
- (5) 共済掛金の振込みを遅滞したとき
- (6) 植物防疫法の規定に違反した結果生じた損害
- (7) 通常の栽培方法以外のものに変更した結果生じた損害

## 9. 分割評価

通常行ふべき肥培管理の粗放、病虫害防除の不適切、その他共済事故以外の原因によると認められる減収がある場合には、その原因による減収量と共済事故による減収量を分割し、前者の減収量 (分割減収量) は、共済金支払対象の減収量から除かれます。

## 10. 加入者の通知義務

- (1) 共済事故による損害が発生した場合には、遅滞なく、当組合に事故発生通知・損害通知をしてください。
- (2) 共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次の事項を当組合に通知してください。
  - 災害の種類
  - 災害の発生年月日
  - 災害により被害を受けた場所その他災害によって生じた損害の状況
  - その他災害の状況が明らかとなる事項
- (3) 共済細目書に記載した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を当組合に通知してください。

## 11. 無事戻しについて

無事戻しを実施している場合、組合及び連合会の財務状況によっては、お支払いする金額が削減されることがあります。

## 12. 個人情報の取り扱いについて

共済細目書記載事項やご加入に際し知り得た情報につきましては、当組合、秋田県農業共済組合連合会、農林水産省が、引受・損害評価事務などのほか、損害防止など各種サービスの提供・充実のために限り利用させていただきます。

なお、法令により必要とされた場合には、個人情報を第三者に提供することがあります。

## 13. 経営所得安定対策とNOSA Iの関係について(表)

経営所得安定対策の畑作物(麦)の直接支払交付金の数量払を申請する方は、数量払申請者の1kg当たり共済金額が選択できますので、異動申告票提出の際に合わせて申告していただきます。

数量払申請者の1kg当たり共済金額が適用された方が、畑作物(麦)の直接支払交付金の数量払を申請しない場合には、1kg当たり共済金額が数量払申請者以外の金額に変更となることがありますので、その場合はご負担いただいた掛金の一部を返還いたします。

なお、変更事由が生じた時、すでに共済金をお支払いしている場合には、交付金申請者以外の金額で共済金が再計算されますので、共済金の一部を返納いただくことがあります。

この重要事項説明書の内容は、農作物共済(麦)の主な項目を記載しているものであり、不明な点やさらに詳細な内容についてお聞きしたい場合には、右記にご連絡願います。

農業共済組合 課

担当

- -